

令和6年 産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会 開催状況  
 (経済部資源エネルギー局資源エネルギー課(総務部危機対策局原子力安全対策課、  
 環境生活部環境保全局環境政策課))

開催年月日 令和6年4月10日

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答 弁 者 経済部長、資源エネルギー局長、  
 資源エネルギー課長、エネルギー政策担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 最終処分場について                      (一) 条例遵守について                      (高橋委員)                      この間ですね議会議論を聞いておりますと、最終処分場につきましてすね、「条例のみを根拠として」とか「地域や道民の意見がまとまる段階で」というふうな意見が出されております。                      これは釈迦に説法ですけれども、「条例」は地方自治体の法律ということになるわけでございまして、つまり、「法律だけを根拠として判断するな」というふうに、そういうご意見ではないかなというふうに受け賜るわけですが、一応、日本は「法治国家」ですから、また、民主主義国ですから、様々な意見があつて結構だと思ひます。ただ、行政を執行する根幹となる「条例」につきましては、「これを根拠とするな」ということでは、行政は行えないだろうというふうに思っているわけでございます。私たち道議会議員は、道の条例を制定するという仕事もありますし、一方では、それを道民に遵守して貰うという立場に有ります。同じく、条例遵守を旨に行政を推進するのが地方自治法に規定されている自治体の任務だと思ひますけれども、このことについての道の見解をお聞きしたいと思ひます。</p> <p>(高橋委員)                      当然、道の行政を執行するためには基本にあるのは条例ですから、条例に則つてやっていくというのは、その根幹であるというのは明らかでございまして。</p> <p>(二) 除染廃棄物について                      (高橋委員)                      さて、これまで、この委員会で、幌延深地層研究施設設置と、そこに至るまでの多くの道民の賛否両論の意見があつたこと、そして北海道が二分されていて、当時は堂垣内尚弘知事から始まつて、堀知事まで長い論争がありました。                      当時はすね、堀知事が幌延深地層研究施設を受け入れる代償として、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を議会に提案をいたしました。堀知事がすね、「北海道に特定放射性廃棄物を持ち込ませない担保となる条例である」ということで趣旨説明をいたしまして、共産党を除く全ての会派が賛成討論まで行つて成立させた事実があります。                      この委員会の皆さまに、その経過について私の方からもお知らせしたところでございますけれども、しかし今回の代表質問でもすね、このように制定された条例を基にして知事が概要調査への考え方を表明したことには、正当性に疑問があるという意見も出されました。いろいろな意見があつて良いと先ほど言ひました</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)                      条例についてであります、地方自治法におきましては、「普通地方公共団体の執行機関は、条例に基づく事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負う」などとされておまして、道といたしましてもそのように認識しております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)                      報道機関への回答についてであります、除染廃棄物の最終処分につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社におきまして、国の責務として「中間貯蔵後30年以内に福島県外で最終処分を完了する」ことが定められておまして、また、国の放射性物質汚染対処特措法の基本方針におきましても「最終処分場の確保やその安全性の確保につきまして国が責任をもつて行う」とされておまして、道といたしましては、国において適切に対応されるべきと考えており、福島民報社のアンケートに対しまして、「その他」としたうえで、道としての考えを回答したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>けれども、私は良いと思っています。ただ「法律を守ることの正当性、これに疑問がある」というのは、私にはどうも理解が難しいというふうに思っています。それは、私にとっては「暗に法律は守らなくても良いもの」というふうに聞こえてしまう訳であります。</p> <p>さて、寿都町や神恵内村では、全国で初めて文献調査が行われました。当初、寿都町の片岡町長はですね、「寿都町が手を挙げたことで全国にも、地元にも一石を投じた。」というふうに話しております。</p> <p>これを機会にですね、全国でも最終処分場のことを考えて欲しいし、後に続いて欲しいという思いもあったというふうに思いますけれども、後に続いたのは神恵内村以外はありませんでした。長崎県の対馬市においても市長が文献調査の応募を見送りました。</p> <p>また、少し趣は違いますけれども、福島民報が、福島県を除いた46都道府県の知事に対して、福島県内で一時保管している、原発事故に伴う除染廃棄物について、自らの都道府県内を構成している自治体で最終処分場の建設受入についての賛否を聞きました。そのところですね、賛成はゼロでした。つまり、何処の知事も消極であり、表に立たないというのがこのアンケートに表れているのだらうと思っています。</p> <p>さて、北海道は、賛成・反対のどちらでも無く「その他」というふうにお答えしたようですけれども、その理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>(三) 処分地への全国の意識について (高橋委員)</p> <p>今の答弁の中にもありました。この間の議会でのご意見の中では、「原発を立地している道として、廃棄物に対して責任がある」というお話もありました。本当に残念ながら、原発立地県を含むそして事故のあった福島県を除く46都道府県の知事は、そうではなかったようでございます。</p> <p>原発立地県であっても、川内原発のある鹿児島県は「反対」でした。本来反対と言うのかと思いましたが、石川県は無回答でございました。当然、石川県は志賀原発が事故になりかねませんでしたから、除染廃棄物といえども、受け入れには県民になかなか説明が出来ないのだらうなというふうに思っているところでございます。全国知事会の会長であります村井知事も「国が主体となって丁寧な説明を行い、国民や地域の理解を得るために必要な施策を展開すべき」というふうに答えています。柏崎刈羽原発のある新潟県議会の第1会派でさえも、再稼働には懐疑的です。</p> <p>また、「候補地は全国に存在することから、文献調査をもって北海道に焦点が当たるといった概念は間違ったメッセージになりかねない。」というご意見もあつたようでございますけれども、全国の知事への調査、これの現実を突きつけられると、北海道に最終処分場の焦点が当たるといった懸念は、想像に難くないということだらうと思っています。</p> <p>鈴木知事は、その事を一番憂慮しているものと思いますが、道のお考えをお聞きしたいと思います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>高レベル放射性廃棄物の処分についてでございますが、先に公表された文献調査報告書案では、北海道は、現在、幌延町での深地層研究を受け入れていること、最終処分場を道内に受け入れる意思がないとの考えに立って制定した条例があることについては記載されていたものの、「対話の場」での地域の様々な意見に関する記載や、道の条例制定の趣旨を踏まえて現時点で反対の意見を述べるという道の考えについては記載がなく、仮に、このまま報告書として取りまとめられ、全国で説明されれば、寿都町及び神恵内村では、概要調査の候補地が存在するとの結論に焦点が当てられ、国民全体の議論とはならず、北海道だけの問題となってしまうことを強く懸念しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(高橋委員)  まさしく、ほかの46都府県は、放射線廃棄物の問題については、非常に、立場的には、その検討もなかなかしないというような状況だろうと思っています。したがって、今、一番表に立っているのは北海道ですから、北海道の問題だろうというふうに、46都府県の知事の方々は思っているわけでございます。その北海道の知事は、この間の条例によって反対するという立場をとっているわけですから、先ほど申し上げましたとおり、条例を遵守するというのは当然のことです。</p> <p>(四) 全国での議会議論について  (高橋委員)  さて、一般質問、これ第1回定例会の一般質問でもですね、「条例があることだけを理由に概要調査を認めないという決定を行うことは、今後、道内では条例により地層処分事業における調査さえも認めないことになり、将来にわたってその責任を放棄するということを決定付ける」という、そういうことを主張されていた方もいらっしゃいました。ほかの46都府県はですね、北海道以上に責任を放棄しているということにならないかなというふうに私は思うわけです。なにせですね、最終処分場を前提とした文献調査を受け入れることさえ口をつぐんでいるということでございます。</p> <p>そして、なぜ、原発推進を標榜している政権が多数を占めてる全国の原発立地県の議会で、同じように「責任放棄だ」という議論が起きないのかと、これも不思議でたまりません。</p> <p>そのような情報について、道は調査したのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(五) 天然バリアーについて  (高橋委員)  前の委員会でもお話ししましたがけれども、政府の「原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会」の中間報告で、「地層処分をするにあたって、天然バリアーとなる地質については、未固結岩以外は、その種類を特定すること無く、むしろその地質条件に対応して必要な人工バリアーを設計すれば、安全性の確保は出来る。」というふうに結論が出されました。先ほど、深地層センターの人工バリアーの進み具合などのご説明がありましたけれども、まずは人工バリアーありきです。</p> <p>ですから、天然バリアーがある意味その次にされてしまっている。極端にいうと人工バリアーがしっかりしていれば、天然バリアーは関係ないということの中間報告だっただろうというふうに思うわけでございます。</p> <p>それに対して道は、「その考え方が継続されている」という認識である」と答えられました。</p> <p>改めて問いますけれども、人工バリアーが完全であれば、天然バリアーは必要な問題では無いと考えられているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(高橋委員)  つまり、道のほうも天然バリアーも重要なファクターの一つだということでは捉えられているのだろうと思っています。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)  全国の議論についてであります。道では、これまで、国に対し、最終処分事業につきまして、全国でできるだけ多くの地域で理解と協力が得られるよう、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させることなどを要望してきたところでございます。</p> <p>他の都府県議会における議会議論の状況につきましては承知をしておりますが、道といたしましては、高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題でありますことから、引き続き、こうした道の考え方を踏まえた対応につきまして、国に求めてまいります。</p> <p>(資源エネルギー課長)  高レベル放射性廃棄物についてでございますが、中間報告では、天然バリアーと人工バリアーを組み合わせた多重バリアーによる地層処分を基本としつつ、「同一種類の岩石においても、地質条件によって地層処分に対する適性にはかなりの差が認められることから、岩石の種類を特定するのではなく、むしろその地質条件に対応して必要な人工バリアーを設計することにより、地層処分システムとしての安全性を確保できる見通しが得られた」とされております。</p> <p>道といたしましては、最終処分は、人工バリアーだけではなく、天然バリアーを組み合わせた「多重バリアーシステム」により、長期にわたり、放射性物質を人間の生活環境から隔離し閉じ込めることとしていると認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 道の原子力専門有識者会合について (高橋委員)</p> <p>その天然バリアの問題については、文献調査が終わって、次、概要調査に行くかどうかの状況になっております。</p> <p>そして、その文献調査を、今度は審議会の作業部会がこれを審査するという事になっています。この審査に当たる前ですね、NUMOの説明について、作業部会は、かなり疑義を持っているというのがこの間の報道で多く出されました。これは寿都に対しても神恵内に対しても、そして黒松内断層についても、そのようなことについて、いろんな意見が出されていると聞いています。</p> <p>これから議論は深化されていくというふうに思いますし、その深化された議論で審議会は今度どう判断するかということになると思いますけれども、審議会の中の作業部会で出されたものはそのまま審議会でOKになるとは限らない。なぜかという、審議会のメンバーに電事連の皆さんも入っているから。ですから、単純にですね、安全ということだけでなく、さらには、経済的な要素も含めて様々なファクターがそこに加味をされてくるということになってくるだろうなというふうに思っているわけでございます。</p> <p>しかし、一番大事なのは安全性。経済性よりも安全性ということではないかなと思ってますから。この間も、高橋はるみ知事もそうでしたし、鈴木知事もそうです。安全性が何よりなんだという話をずっとされているわけでございます。</p> <p>今回の文献調査の報告で、先ほど申し上げたとおり、作業部会から様々な注文が出されましたけども、NUMOは内容を修正するという方針を示しました。時間をかけた調査報告のわりにはですね、内容が杜撰だったと言わざるを得ないというふうに思っております。</p> <p>指摘されたのは、寿都町の白炭断層と黒松内低地断層帯の連動性、さらに深さ30キロ付近に震源が分布する低周波地震と、地下水やマグマといった深部流体との関連性。そして、神恵内村では、積丹半島沖の海底活断層、258万年前以降に噴火した可能性が有る熊追山、そして火山の活動、両自治体に共通する、不均質で強度の低い水冷破碎岩からなる岩盤などが指摘をされました。いずれもですね、これまで別の場面でも指摘されたことのある内容にも関わらず、NUMOはあえて報告を避けたわけでございます。つまり、これらの問題を概要調査に先送りすることによって概要調査の必要性を引きだそうとしたのではないかなと思われま。これらの指摘について、道の「原子力専門有識者会合」においても、道民に分かりやすく解説すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>報告書の説明についてであります、道における「原子力専門有識者会合」は、泊発電所の安全対策や審査状況等についての的確に把握し、道民の皆さまに対し、わかりやすい情報提供を行うため、専門的・技術的な見地から助言をいただくことを目的に開催しているものでございます。</p> <p>一方、文献調査報告書のとりまとめにあたりましては、国の審議会が、「わかりやすい表現を心がけること」との留意事項を示しておりますことから、道といたしましても、国やNUMOに対し、報告書の内容をていねいに説明するよう求めているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 一再 道の原子力専門有識者会合について (高橋委員)</p> <p>道の設置してる有識者会合、これは泊原発に関わって、様々な用語をわかりやすく、道民の皆さんにわかりやすく解析をしていくという任務があるわけですが、いろいろありますが、今回の文献調査の中身についてもですね、やはり難しい、専門的な言葉が出てくる。だとするとですね、道民はなかなかそのことが理解しづらい。一定の判断をするにしてもですよ。</p> <p>したがってですね、やはりNUMOにばかり預けるのではなくて、道としてもやはりそのことは積極的に道民に知らせるべきだと思っています。これは前にも言いましたけれども、文献調査の報告書は当然のことながら法律にもありますけれども、道の広報で道民に知らせることになっていますし、また、道内の地方紙にも載せることになっています。これは法律的にそうなっていますから、道としてはそういうことをしなければならぬわけです。既に中間報告は、これはもう発表されています。その検討はこれから、作業部会でされていくんでしょうけれども、道民にはわからないんですね、どういう報告になっているのか。ましてやその報告の内容についてですね、専門用語が書かれていると全く読み解くことができない状況であります。道民が蚊帳の外にあってはいけないと思うわけです。道民の皆さんもですね、これは大事な課題ですから、今どういう文献調査の報告が上がったのかということに関心を持っていただきたいですし、そうあるべきだと思っています。だとすると、当然のことながらですね、この有識者会議があるわけですから、そこできちっと分析したものを提供するという努力を当事者としてあるのではないかと、道として。いかがでしょう。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>NUMOは、当該自治体、寿都町、神恵内村、ここには、この間、説明は行ったと思うのですが、他のところには説明はないですね。それで話をお聞きすると、振興局単位で、そういう説明会をやるような話を聞いておりますけれども、その程度の説明で良しとするのかどうなのか。多分そのときも、わからない用語がたくさん出てくるのではないかと考えてます。そしてスケジュールがいつになるかも全くわからない。今、作業部会はかなり時間がかかるだろうと言っています。その報告書の内容を分析するのを。そうすると、それまでずっと道民は情報が無いわけですから、ですから、先ほどから言っているように、当事者の道として、専門家会合を使って解析をしたものをきちっと道民の方々に知らせるべきだと思っています。何年も先、いつになるかもわからないものをですね、ずっと待って、NUMOがやるからNUMOがやるからということではないだろうと思っていますので、ぜひ改めてそのことを検討していただきたいということを要望しておきたいと思っております。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>報告書の説明についてであります。文献調査報告書の内容につきましては、国やNUMOがていねいに説明すべきと考えておりました。道といたしましては、様々な機会を通じ、こうした考え方を踏まえた対応について、国に求めているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 推進本部の結論について (高橋委員)</p> <p>さて、政府の「地震調査研究推進本部」では、「黒松内低地断層帯は、寿都町から渡島管内の長万部まで12の断層が確認されている」ということで、「30年以内にマグニチュード7.3以上の地震の発生率は最も高い「S」ランクであり、同断層帯を構成する寿都町の樽岸断層については、推進本部として活断層として取り扱う。」という結論を出されています。</p> <p>活断層のところですね、これは放射能関連の施設を建てるということはタブーな話になるわけでございます。政府の推進本部では、活断層だというふうに結論づけているわけです。これはですね「不適地」だということを行っているということと等しいわけですが、道は、この政府の推進本部の結論について、信頼すべきものだとお考えなのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>(資源エネルギー局長)</p> <p>推進本部の評価についてでございますが、「地震調査研究推進本部」は、法に基づき設置されました政府の特別な機関とされまして、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を政府として一元的に推進しているものと認識してございます。</p> <p>その推進本部では、全国を概観した地震動予測地図の作成に向け、これまで全国の陸域の活断層について長期評価を行っているところでございまして、黒松内低地断層帯につきましても、様々な研究成果や関連資料などを用いた、評価結果を公表しているものと承知してございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、NUMOが作成いたしました報告書案の内容を審議する国の技術WG等におきまして、こうした推進本部の評価結果など、様々な知見を踏まえながら、安全性の観点も含め、十分な審議が行われることが必要と認識してございます。</p>
<p>(七) 一再 推進本部の結論について (高橋委員)</p> <p>私はですね、この推進本部、これは先ほどお答えがあったようにですね、法に則って国が設置した重要な機関だというふうにお答えになっているわけですから、そこが結論を出しているんです。活断層だという風に。そのことについて、信頼すべきものだと思いますかというお話をしていたんです。先ほど、最初の方にお話しましたが、天然バリアの重要性は皆さん指摘をしているわけですよ。指摘ではなくて、認めているわけですよ。人工バリアと天然バリア、これ2つが揃っていかないとだめなんだと言っているんです。天然バリアの方については、推進本部が向いていない不適地だよというふうに言っているんです。国の機関が、言っているんです。NUMOは、このことについて何も言っていないですよ。何も言っていない。両方とも国の機関ですね。ある程度、NUMOはそうですね外郭団体とはいえども経産省が直轄でやっているところですからね。ある意味、ここで、こう意見が少し対立しているわけですよ。どっちに重きを置くかということになれば、道とすれば天然バリアの重要性を認識しているのであれば、推進本部が言っている、活断層ということですね、やはり重きを置くべき、その内容だというふうな受け止めなければならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。</p>	<p>(資源エネルギー局長)</p> <p>推進本部の評価についての重ねてのお尋ねかと存じます。推進本部というのは、法に基づき設置されました特別な機関とされまして、行政施策に直結する地震に関する調査研究を政府として一元的に推進しているものと認識しております。</p> <p>道といたしましては、引き続きNUMOが作成した報告書の内容を審議する国のWG等におきまして、こうした推進本部の評価結果など様々な知見を踏まえながら安全性の観点を含め、十分な審議が行われることが必要であるというふうに認識してございます。</p>
<p>(七) 一々 推進本部の結論について (高橋委員)</p> <p>国だ国だというふうには言っているんですけども、国もですね矛盾した報告がいっぱい出てきているわけです。先ほど言ったように、原子力廃棄物の当時の中間報告でいけば、天然バリアはある程度は仕方ないんだ、だから人工バリアさえしっかりすればいいんだというふうには言っているわけですよ。天然バリアはある程度は大目にみましようねという話はしている。そして、一方では、道は天然バリアというのは必要だと、大事だというお話をしている。そして、推進本部では活断層だと言っている。今回の報告を受けた作業部会も疑義があると言っている。天然バリアについてはですね、</p>	<p>(経済部長)</p> <p>NUMOが作成した報告書案に関するご質問だと受け止めます。</p> <p>道といたしましては、先ほど、先生が仰った地震調査研究推進本部の評価結果も含め、様々な知見を踏まえながら有識者で構成される国のWGにおいて、十分な審議が行われることが重要と認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ほぼほぼあの最初の方から言えばですね、あまり気にしなくてもいいよと言っている。しかし、現実的にはそういうものがあると専門家が言っている。だとすれば、道とすれば、この天然バリアの問題も含めて推進本部の結論は重く受け止めなければならないのではないですか。</p> <p>今、幌延ではこれから人工バリアのことを色々やっているわけですが。まあ、それはそれで、28年に終わりますから、それがどういう結論になるかわかりませんが、まずは天然バリアは大事だろうというふうに思っているんです。そういう専門家の方々が言っているということです。だから、重きを置くべきだと思わないんですか。全部これも国に丸投げですか。</p> <p>先ほど、皆さん、国に言ったこと、国が言っていることに対してもちゃんと意見言っているじゃないですか。概要調査の問題も含めたって、北海道だけの問題じゃないんだというように国に言わなきゃだめなんだと言っているし、だとすればどうして国の方ばかり気にして、当該地のですね道が天然バリアについて、そんなにあっさり国に任せますということになるかよく分からないですね。</p> <p>能登半島地震のマグニチュードはなんぼだったですか。7.6ですよ。台湾地震は7.4ですよ。これ出されているの先ほど言ったように7.3ですよ。30年以内に7.3の地震が起きる可能性はSランクだっているわけですよ。</p> <p>能登半島地震や、台湾地震に匹敵するような地震が30年以内に起こると専門家の方々は予想しているわけです。予想が当たるかどうかわかりませんが、予想ですから。</p> <p>だとしたら、もっともっと皆さんシビアにならなきゃだめなんじゃないですか。それをずっとですね、何でも国が国がと言っている。最終処分場の選定については、それは当然国が責任を持ってやるべきですよ。国が責任を持って。</p> <p>しかし、北海道だけの問題になっているというのは、先ほど言ったように全国の知事へのアンケートだっただけで、国だっただけですよ。これで、寿都や神恵内が不適地だっただけになれば、この問題頓挫してしまっただけですよ。最終処分場。だから、そんなことは国はさせたくないですよ。だから、なんだかんだ言ってもですね、そののところにずっと時間が掛かったにしてもですよ、20年掛かったにしても、とにかくそこに持って行きたいというのが思いなんです。でも20年経ったって、地層って変わらないですよ、活断層は変わらない。そのことをやっぱりきちんと重く受け止めるべきではないですか。少し軽すぎませんか、道の考え方というのは。どうです、部長。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>行政の最高責任者ではない、行政っていうよりも、道のですね、全体の行政の最高責任者ではない。しかし、一方ではこの現職員に関わっての責任のある事務方の部長がそのように答えられているんですけどもね。これ丸投げですよ、国に。国は、そしたらここに最終処分場を作るというふうに結論出したら受け入れ</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>           るということですか。そういうことになるんですよ。そういうふうに聞こえるんですよ。条例を持っていてですよ。そして、やっぱり受け入れられないんですよ。って言っているわけですよ、知事は。この条例をですね、道民の多くの声を聞いて、そして、道議会の多くの会派が賛成討論までして決めたんですよ。今日の新聞見ましたでしょう。71パーセントの方々が今の鈴木知事のこの概要調査に入らないという判断を71パーセントの方々が評価しているんですよ。もうこれで明らかでしょう。         </p> <p>           なぜ、そういう声を受け止めないんですか、道は。この問題について、国に丸投げで。         </p> <p>           やっぱり、きちんとですね、皆さんは皆さん当事者としてこの問題に真摯に立ち向かっていったときに、道民がどういう思いをしているのかということも含めてですよ、きちんと道の考え方に立つべきですよ。知事は道の考え方にきちんと立っているわけですよ。条例があるからと、立っているわけです。いや、条例がなかったらどう判断するか分からないですよ、これは。わからない。だけど、条例があるから、今そういうこと、概要調査にいかないという反対の声を出して言っている。それを支える事務方がなんです、このごまは。         </p> <p>           この問題についてはですね、これからも少し進んでいくでしょうから、また機会をとらえてお話をさせていただきたいと思います。終わります。         </p>	